阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和８年阪神高速公告第18号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和８年６月24日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年６月23日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　上松　英司

記

１．別添２の大阪府道高速大阪池田線・兵庫県道高速大阪池田線（11号池田線・池田延伸線）の表中

「神田（ＥＴＣ、入口に限る。）」を「神田（ＥＴＣ）」に改め、

別添３の表中

「神田出口」を「神田出口（ＥＴＣ）」に改める。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十三日

青森県弘前市大字新里字上樋田九〇番地一〇
有限会社かさい造園土木
清算人　葛西　雅志